

事 務 連 絡  
令和2年6月25日

指定児童発達支援事業所 各位  
指定障害福祉サービス事業所 各位

松戸市福祉長寿部障害福祉課長

令和2年7月以降の障害福祉サービス・障害児通所支援における臨時的取り扱いの継続について

平素より本市の障害福祉行政にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急事態宣言解除以降における障害福祉サービス等の実施にあたっては、令和2年4月10日付け事務連絡「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス提供（通所系サービス・短期入所・児童発達支援・放課後等デイサービスに限る）の臨時的な取り扱いについて」に基づいて、在宅利用者への電話等による代替的支援につき報酬算定ができることとしておりました。

このたび緊急事態宣言が解除されたことに加えて、令和2年6月で特別支援学校等の一斉臨時休業が終了し、また外出自粛要請も緩和されているところですが、下記のとおり、引き続き令和2年7月以降も代替的支援に係る報酬算定を認めることと致しました。

各サービス事業所におかれましては、ご確認のうえ対応に遺漏のないよう、宜しくお願い致します。

## 記

### 1. 代替的支援に係る報酬算定の継続について

在宅利用者に対して事業所が、訪問や電話連絡等により健康管理・相談支援等のできる限りの支援（代替的支援）を実施した場合、通所があった場合と同等のサービスを提供しているものとして報酬の算定が可能とされています。

この取扱いにつきましては、7月1日以降も、当面の間継続致します。 取り扱いが変更または終了となる場合は、改めて市からご連絡を致します。

**※在宅利用者へ電話連絡等による代替的支援を行う際は、以下のことに改めてご留意下さい。**

#### ①利用者への説明

… その支援が通所による支援の代替として実施されているものであり、サービス給付費算定の対象となるものである旨、きちんと利用者側へ説明し、同意を得て下さい。

#### ②事業所間の調整

… 国保連請求において、通所と代替的支援、または代替的支援同士での重複実績が確認されています。サービス提供日の重複が生じないように、事業所間

で調整しなければならないのは代替的支援も通所も同様ですので、遺漏が無いように注意してください。

(本来、代替的支援は、その日に通所を予定していた事業所から文字通り「通所の代わり」として提供されることを想定しております)

### ③支援内容

… 在宅利用者への代替的支援は、本人や家庭の孤立化防止と、支援が必要となった際の適切な介入のきっかけになることが重要な目的です。そのため最低限、健康状態の確認・管理や、家庭内の状況の確認・助言等は行う必要があると考えられます。

それに加えて、事業所に通っている時とできるだけ同程度の支援、療育や訓練を受けられるよう、各事業所で工夫を凝らしていただければと思います。

### ④対象者一覧の提出

…既に代替的支援の対象者一覧を提出済みの事業所は、改めて一覧を提出する必要はありません。対象者が追加される場合のみ再提出が必要となります。

## 2. その他連絡事項

事業所の人員配置等は、一時的に基準を満たさない場合も柔軟な対応が可能とされていますが、利用者の安全配慮の徹底について、改めてお願い致します。

とりわけ送迎における車両運転時は、利用者への対応や安全配慮に不足があると交通事故等の発生にもつながる恐れがあります（例えば、送迎中に児童同士でトラブルになった際に運転手1名体制であったため対応が遅れたケースや、シートベルトが児童の体格に合っておらず首にかかっていたのを見落としていたケースなどが報告されています）。

今後、本格的に通所を再開する事業所もあるかと存じますので、いま一度支援体制や安全体制の検証を行っていただけますよう、お願い致します。

## 3. 添付資料

- ・令和2年5月27日付け「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」
- ・令和2年6月19日付け「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」

### 【お問い合わせ】

松戸市役所障害福祉課 事業庶務班

○電話番号：047-366-7348

○FAX 番号：047-366-7613

○Email：mcsougaihukushi@city.matsudo.chiba.jp